

平成27年度 第2回

三重県伊勢志摩サミット推進本部会議

事項書

日時 平成27年7月14日（火）

9：45～10：05

場所 プレゼンテーションルーム

1. 議題

（1）委員会の設置について（10分）【資料1-1、1-2、1-3】

・「防災・危機対策委員会」（防災対策部から説明）

・「保健・医療対策委員会」（健康福祉部から説明）

（2）現状報告（情報共有）（10分）【資料2、3、4】

・伊勢志摩サミットの推進体制について

・サミット開催地（イギリス・ロックアーン）の視察について

【配付資料】

・資料1-1：三重県伊勢志摩サミット推進本部設置要綱（改正案）

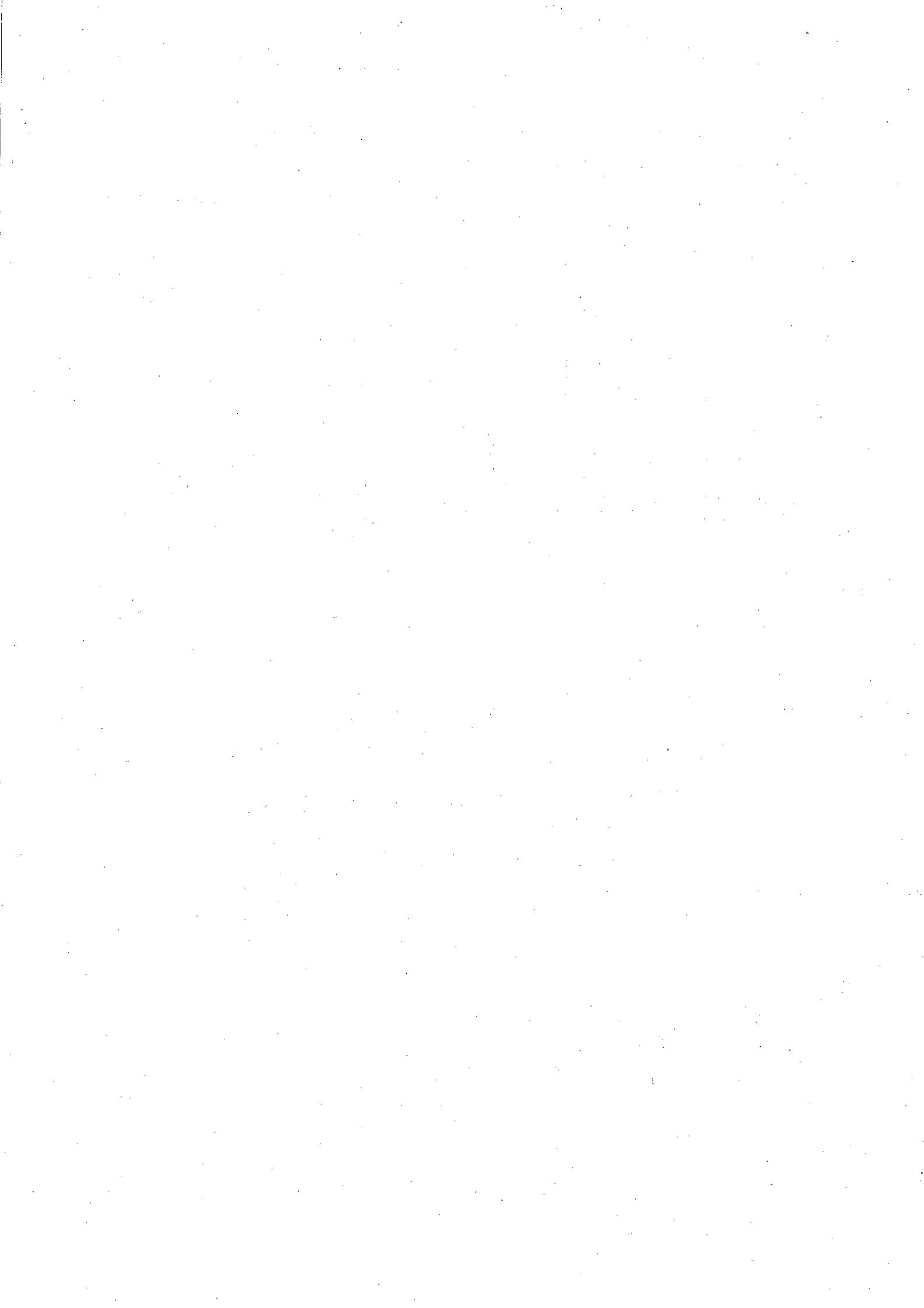
・資料1-2：防災・危機対策委員会の設置関係資料

・資料1-3：保健・医療対策委員会の設置関係資料

・資料2：伊勢志摩サミットの推進体制について

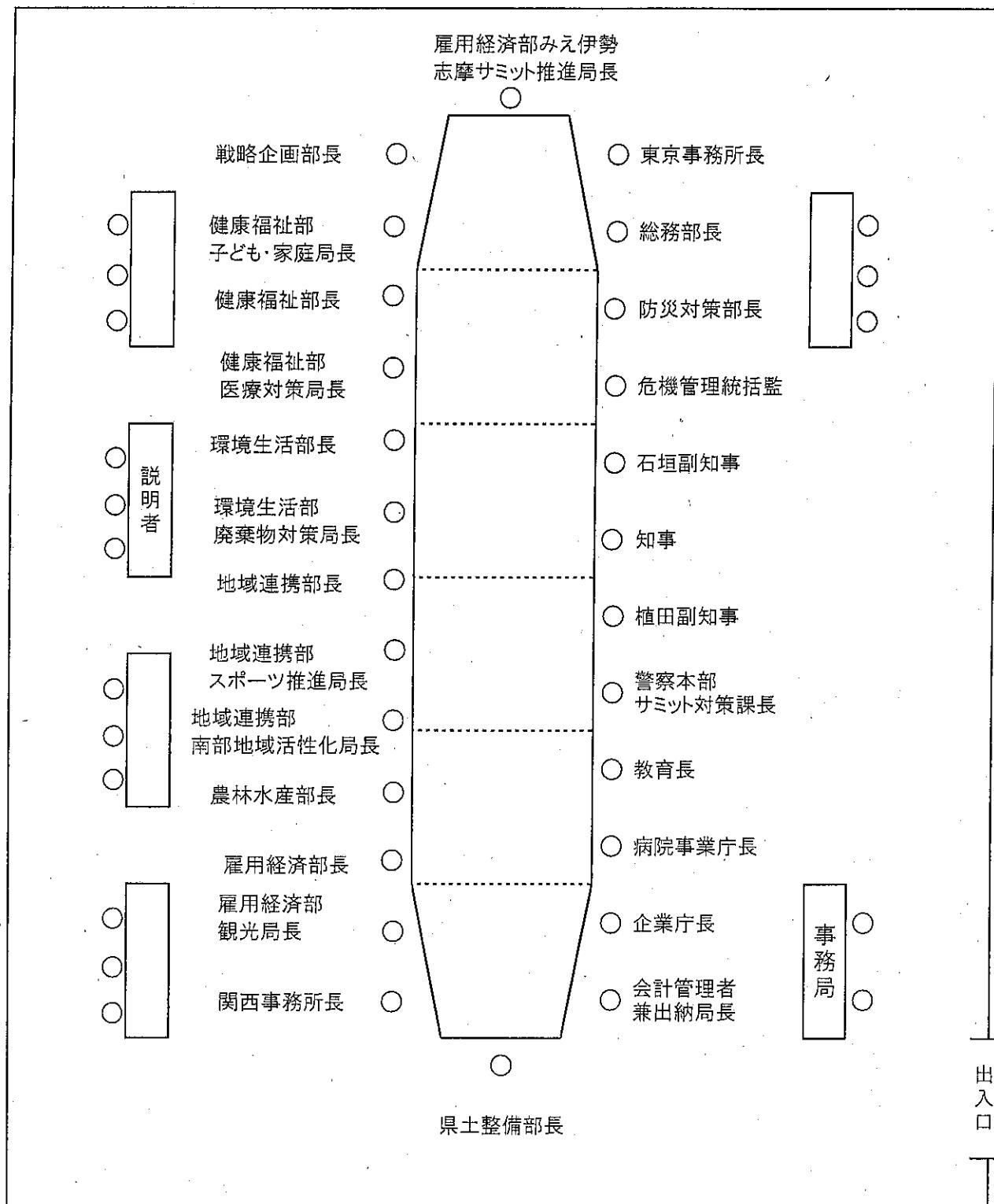
・資料3：「2016年主要国首脳会議（サミット）」開催地決定後の主な動き

・資料4：伊勢志摩サミット三重県民会議事業実施基本方針



平成27年度第2回三重県伊勢志摩サミット推進本部会議 座席表

プレゼンテーションルーム



三重県伊勢志摩サミット推進本部設置要綱（改正案）

（設 置）

第1条 2016年に本県において開催される主要国首脳会議（以下「サミット」という。）の円滑な実施を図るため、三重県伊勢志摩サミット推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) サミットの円滑な実施を図るための総合調整に関すること。
- (2) その他サミットの推進に必要な事項に関すること。

（構 成）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるとときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、別表2に定める順序によりその職務を代理する。

（会 議）

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

（幹事会）

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、雇用経済部伊勢志摩サミット推進局（以下「サミット推進局」という。）次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 オブザーバーは、別表4に掲げる職にある者とする。

- 6 幹事会は、次の事項について必要な都度開催するものとする。
 - (1) 推進本部に提案する事項
 - (2) 各部局等の所掌事項について相互に調整する事項
- 7 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 8 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
- 9 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(委員会)

第7条 本部員は、サミットの推進体制を確立するため、各部局等に委員会を設置することができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、三重県雇用経済部伊勢志摩サミット推進局サミット総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

別表1 (第3条関係)

防災対策部長
戦略企画部長
総務部長
健康福祉部長
健康福祉部医療対策局長
健康福祉部子ども・家庭局長
環境生活部長
環境生活部廃棄物対策局長
地域連携部長
地域連携部スポーツ推進局長
地域連携部南部地域活性化局長
農林水産部長
雇用経済部長
雇用経済部観光局長
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長
県土整備部長
会計管理者兼出納局長
企業庁長
病院事業庁長
教育長
警察本部長
東京事務所長
関西事務所長

別表2 (第4条関係)

1	副知事	石垣 英一
2	副知事	植田 隆
3	危機管理統括監	渡邊 信一郎

別表3（第6条関係）

防災対策部防災対策総務課長
戦略企画部戦略企画総務課長
戦略企画部企画課長
戦略企画部政策提言・広域連携課長
総務部総務課長
総務部財政課長
健康福祉部健康福祉総務課長
環境生活部環境生活総務課長
地域連携部地域連携総務課長
農林水産部農林水産総務課長
雇用経済部雇用経済総務課長
県土整備部県土整備総務課長
出納局出納総務課長
企業庁企業総務課長
病院事業庁県立病院課長
教育委員会事務局教育総務課長
警察本部サミット対策課長

別表4（第6条関係）

議会事務局総務課長
四日市港管理組合総務課長

三重県伊勢志摩サミット推進本部「防災・危機対策委員会」の体制

資料1-2

防災対策部

【構成】

【消防関係機関】
消防特別警戒連絡協議会

県防災対策部
県内15消防本部

【防災関係機関】
防災・危機対策関係機関連絡会議(仮称)

※調整中
県防災対策部・県土整備部・健康福祉部(医療対策局)
県警察本部
志摩市(総務部地域防災室)
消防本部(四日市・志摩広域)
自衛隊
海上保安庁

【関係市町】
県・市町災害対策会議

県防災対策部・南勢志摩地域活性化局
志摩市総務部地域防災室
伊勢市危機管理部危機管理課
鳥羽市総務課危機管理室
南伊勢町防災課

サミット推進本部

【組織体制図】

保健・医療対策
委員会

○○○委員会

防災・危機対策委員会(防災対策部)

委員長：防災対策部長
副委員長：防災対策部次長・危機管理副統括監、コンビナート防災監、防災企画・地域支授課長、災害対策課長、危機管理課長
委員：防災対策部幹事長、危機管理課長、消防・保安課長、防災企画・地

防災・危機対策
関係機関連絡会議(仮称)

消防特別警戒
連絡協議会

県・市
災害対策会議

総務省消防庁
消防・救急対策委員会
(警防部会・予防部会)

三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 2016年に本県において開催される主要国首脳会議（以下「サミット」という。）の円滑な実施に向け、防災・危機対策の推進を図るため、三重県伊勢志摩サミット推進本部設置要綱第7条に基づき、三重県伊勢志摩サミット推進本部の下に三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策委員会（以下「防災・危機対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 防災・危機対策委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) サミットの実施に向けた防災・危機対策の推進のための総合調整及び連絡調整に関すること。
- (2) その他防災・危機対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 防災・危機対策委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成し、防災・危機対策委員会の下には必要な協議会等を組織する。

- 2 委員長は、防災対策部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、防災対策部副部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 5 防災・危機対策委員会の下には、別表2に掲げる協議会等を設置する。
- 6 協議会等の所掌事項及び構成等は、別に定める。

(会議)

第4条 防災・危機対策委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

なお、会議には、必要に応じて、委員以外の職員の出席を求めるができるものとする。

(庶務)

第5条 防災・危機対策委員会の庶務は、防災対策部防災対策総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、防災・危機対策委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。

別表1（第3条関係）

防災対策部次長
危機管理副統括監
コンビナート防災監
防災対策総務課長
消防・保安課長
防災企画・地域支援課長
災害対策課長
危機管理課長

別表2（第3条関係）

三重県伊勢志摩サミット消防特別警戒連絡協議会
三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策関係機関連絡会議
三重県伊勢志摩サミット県・市町災害対策会議

三重県伊勢志摩サミット消防特別警戒連絡協議会設置要領

(設置)

第1条 伊勢志摩サミット（以下「サミット」という。）の消防特別警戒を円滑に推進することを目的として、三重県内の消防機関の連携を図るため、三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策委員会設置要綱第3条に基づき、三重県伊勢志摩サミット消防特別警戒連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) サミット消防特別警戒に係る県内消防機関の連携に関すること。
- (2) サミット警防活動に関すること。
- (3) サミット予防活動に関すること。
- (4) その他、サミット消防特別警戒に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、座長と委員で構成する。

- 2 座長は、三重県防災対策部消防・保安課長をもって充てる。
- 3 委員は、県内各消防本部の総務担当課長の職にあるものをもって充てる。
- 4 会議は、座長が必要と認めたときに招集し、これを主宰する。
- 5 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 座長に事故のあるときは、座長の指名するものがその職務を代理する。
- 7 協議会に、警防分科会及び予防分科会を設置する。

(分科会)

第4条 分科会は、分科会長と分科会員で構成する。

- 2 警防分科会員は、県内各消防本部の警防担当課長の職にあるものをもって充て、分科会長は分科会員の互選により選出する。
- 3 予防分科会員は、県内各消防本部の予防担当課長の職にあるものをもって充て、分科会長は分科会員の互選により選出する。
- 4 分科会の会議は、分科会長が必要と認めたときに招集し、これを主宰する。
なお、分科会長は、会議内容に応じて必要な分科会員のみを招集することができる。
- 5 分科会長は、必要に応じて分科会員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 分科会長に事故のあるときは、分科会長の指名するものがその職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、三重県防災対策部消防・保安課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月14日から施行する。

三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策関係機関連絡会議設置要領

(設置)

第1条 伊勢志摩サミット（以下「サミット」という。）の防災・危機管理対策を円滑に推進することを目的として、関係機関の連携を図るため、三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策委員会設置要綱第3条に基づき、三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策関係機関連絡会議（以下「関係機関連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 関係機関連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) サミットの実施に向けた防災・危機対策の推進のための連絡調整及び情報共有に関すること。
 - (2) その他防災・危機対策の推進のための連携に関すること。

(構成)

- 第3条 関係機関連絡会議は、座長と別表に掲げる者もって構成する。
- 2 座長は、三重県防災対策部災害対策課長をもって充てる。
 - 3 座長が会議の内容により必要と認めるとき、また、座長に事故のあるときは、座長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 関係機関連絡会議は、座長が招集し、これを主宰する。
なお、座長は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができるものとする。

(庶務)

- 第5条 関係機関連絡会議の庶務は、三重県防災対策部災害対策課において処理する。

(その他)

- 第6条 この要領に定めるもののほか、関係機関連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

※調整中

三重県防災対策部消防・保安課長
三重県防災対策部防災企画・地域支援課長
三重県防災対策部危機管理課長
三重県健康福祉部医療対策局地域医療推進課長
三重県県土整備部建設企画監
三重県警察本部警備第二課長
三重県警察本部サミット対策課長
志摩市総務部地域防災室長
四日市市消防本部○○○○
志摩広域消防本部○○○○
陸上自衛隊○○○○
第四管区海上保安本部○○○○

三重県伊勢志摩サミット県・市町災害対策会議設置要領

(設置)

第1条 伊勢志摩サミット（以下「サミット」という。）開催時における風水害、地震・津波等の自然災害対策を推進することを目的として、県及び関係市町の連携を図るため、三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策委員会設置要綱第3条に基づき、三重県伊勢志摩サミット県・市町災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 災害対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) サミットの実施に向けた自然災害対策の推進のための連絡調整及び情報共有に関すること。
- (2) その他自然災害対策の推進のための連携に関すること。

(構成)

第3条 災害対策会議は、座長と別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 座長は、三重県防災対策部防災企画・地域支援課長をもって充てる。
- 3 座長が災害対策会議の内容により必要と認めるとき、また、座長に事故のあるときは、座長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 災害対策会議は、座長が招集し、これを主宰する。

なお、座長は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができるものとする。

(庶務)

第5条 災害対策会議の庶務は、三重県防災対策部防災企画・地域支援課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、災害対策会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月14日から施行する。

別表（第3条関係）

三重県南勢志摩地域活性化局副局長兼地域活性化防災室長
志摩市総務部地域防災室長
伊勢市危機管理部危機管理課長
鳥羽市副参事兼防災危機管理室長
南伊勢町防災課長

資料 1-3

伊勢志摩サミット保健・医療対策委員会設置要綱

(設 置)

第1条 2016年に本県において開催される主要国首脳会議（以下「サミット」という。）の円滑な実施に向け、保健医療対策の推進体制の確立を図るため、伊勢志摩サミット推進本部設置要綱第7条に基づき、伊勢志摩サミット推進本部の下に保健・医療対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) サミットの実施に向けた保健医療対策の推進のための総合調整及び連絡調整に関すること。
- (2) その他保健医療対策の推進に関すること。

(構 成)

第3条 対策委員会内には必要な対策班を組織し、対策委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、医療対策局長、環境生活部長、企業庁長、病院事業庁長及び健康福祉部副部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 5 対策班長は、別表2に掲げる担当課長をもって充てる。
- 6 対策班の所掌業務は、別表3に掲げるとおりとする。
- 7 対策班の組織構成は、必要に応じて変更（追加）できることとする。

(会 議)

第4条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、主催する。

なお、会議には、必要に応じて対策班担当課以外の職員の出席を求めることができる

こととする。

(庶 務)

第5条 対策委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものほか、対策委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

健康福祉部次長（健康・安全担当）
医療対策局次長
環境生活部次長（環境担当）
企業庁次長
病院事業庁副庁長
健康福祉部健康福祉総務課長
健康福祉部食品安全課長
健康福祉部薬務感染症対策課長
医療対策局地域医療推進課長
環境生活部大気・水環境課長
病院事業庁県立病院課長
企業庁水道事業課長

別表 2 (第3条関係)

対策班	所属	対策班長
総務班	健康福祉部健康福祉総務課	健康福祉総務課長
食品衛生対策班	健康福祉部食品安全課	食品安全課長
感染症・医薬品対策班	健康福祉部薬務感染症対策課	薬務感染症対策課長
救急医療対策班	健康福祉部医療対策局地域医療推進課	地域医療推進課長
	病院事業庁県立病院課	
水道対策班	環境生活部大気・水環境課	大気・水環境課長
	企業庁水道事業課	

別表 3 (第3条関係)

対策班	所掌事務
総務班	・ 対策委員会の庶務に関すること。
	・ 推進本部及び各対策班等との連絡調整に関すること。
食品衛生対策班	・ 食中毒の発生予防や拡大防止に関すること。
	・ 宿泊施設の衛生等の確保に関すること。
感染症・医薬品対策班	・ 感染症の発生予防や拡大防止に関すること。
	・ 血液及び県有医薬品等の確保、毒劇物の管理状況の確認等に関すること。
救急医療対策班	・ 救急医療体制の整備に関すること。
水道対策班	・ 水道のライフラインの確保に関すること。

伊勢志摩サミット保健・医療対策委員会 構成員一覧

委員長	健康福祉部長
副委員長	医療対策局長
副委員長	環境生活部長
副委員長	企業庁長
副委員長	病院事業庁長
副委員長	健康福祉部副部長
委員	健康福祉部次長（健康・安全担当）
委員	医療対策局次長
委員	環境生活部次長（環境担当）
委員	企業庁次長
委員	病院事業庁副庁長
委員（総務班長）	健康福祉部健康福祉総務課長
委員（食品衛生対策班長）	健康福祉部食品安全課長
委員（感染症・医薬品対策班長）	健康福祉部薬務感染症対策課長
委員（救急医療対策班長）	医療対策局地域医療推進課長
委員（水道対策班長）	環境生活部大気・水環境課長
委員（救急医療対策班）	病院事業庁県立病院課長
委員（水道対策班）	企業庁水道事業課長

伊勢志摩サミットの推進体制について

平成27年7月14日

みえ伊勢志摩サミット推進局

1 三重県

(1) 三重県伊勢志摩サミット推進本部について

○7月14日（火） 第2回本部会議・・・委員会設置

※みえ伊勢志摩サミット推進局

- ・「みえ伊勢志摩サミット推進局の組織体制」（別紙1）
- ・「知事定例会見資料」（別紙2）

(2) 伊勢志摩サミット三重県民会議について

・オール三重県で、官民一体となった三重県全体の受け入れ体制の確立と
関連する事業を推進する。

・会員数 105 団体

○6月26日（金） 設立総会・第1回総会、第1回役員会を開催

○7月27日（月） 部会を設置予定

(3) 市町との連絡調整

ア 伊勢志摩サミット市町連絡調整会議について

・県内 29 市町との連絡調整、情報共有を行う。

○7月14日（火） 第1回会議を開催

イ 伊勢志摩サミット地域連絡調整会議について

・地元 4 市町との連絡調整、情報共有を行う。

○7月14日（火） 第1回会議を開催

(4) 伊勢志摩サミット国関係機関連絡会議について

・国の出先機関との情報共有を行う。

○7月29日（水） 第1回会議を開催予定

(5) 警察本部

○6月15日（月） 県警察本部「三重県警察伊勢志摩サミット警備対策委員会」の
設置

○6月22日（月） 県警察本部「サミット対策課」の設置

2 国

(1) 内閣官房「伊勢志摩サミット準備会議」

- 7月6日（月） 伊勢志摩サミット準備会議の設置
- 7月8日（水） 伊勢志摩サミット準備会議広報部会の開催
※ 今後も、オブザーバーとして局長が出席

(2) 外務省

- 6月12日（金） 外務省「伊勢志摩サミット準備事務局」の設置
- 6月17日（水） 外務省現地視察（～19日）

(3) 警察庁

- 6月12日（金） 警察庁「伊勢志摩サミット等警備対策委員会」の設置

(4) 消防庁

- 6月15日（月） 消防庁「消防庁伊勢志摩サミット等対策準備本部」の設置

3 市町

- 6月15日（月） 津市「サミット関連情報連絡調整会議」の設置
- 6月15日（月） 伊勢市「伊勢志摩サミット伊勢市庁内調整会議」の設置
- 6月19日（金） 志摩市「サミット推進本部」の設置
- 6月24日（水） 志摩市「企画部サミット推進室」の設置
- 7月 3日（金） 志摩市「伊勢志摩サミット市民会議～光輝く志摩づくり会議～」の設置
- 7月13日（月） 鳥羽市「伊勢志摩サミット鳥羽おもてなし会議」の設置

伊勢志摩サミット推進局の組織体制について(7月15日時点)

- 6月8日付けで雇用経済部に「みえ伊勢志摩サミット推進局」を設置し、局長(部長級)以下16名の職員を配置。
- 6月24日付けで県職員12名、警察職員2名及び市職員4名を増員し、34名体制に拡充。
- 7月15日付けで民間から9名の派遣を受入れ43名体制に拡充。

組織体制			事務分掌
局長 次長 サミット総務課(11)			総務班 (059-253-5491) 県民会議事務局の予算経理・庶務 寄附金の募集・受理
			企画班 (059-253-5492) 府内外の総合調整/推進本部・同幹事会の開催 県民会議の総会等の開催 経済界及び関係団体との調整 報道機関への対応
サミット開催支援課(17)			会議支援班 (059-253-5493) 首脳会議の開催支援 外務省等との連絡調整 国の出先機関・市町・県警との連絡調整 首脳等の宿泊・移動に関すること 配偶者プログラム プレスセンター(メディアセンター)の設置 施設・通信・電力環境の整備 地域住民懇話会
			運営支援班 (059-253-5494) 政府関係者及び報道関係者の移動 輸送に係る基盤整備の連絡調整 宿泊施設との連絡調整(宿泊予約センター)
サミット事業推進課(13)			事業班 (059-253-5496) 事業の計画及び実施(歓迎行事、啓発イベント等) 各部局・市町の連携事業 連携プロジェクト 協賛・応援事業
			情報発信班 (059-253-5497) 報道機関視察(プレスツアー)対応 サミット開催の周知・啓発(シンボルマーク等) 三重県の情報発信 民間企業の応援事業

別紙2

平成27年7月10日	
連絡先	
雇用経済部みえ伊勢志摩サミット推進局	
サミット総務課	
担当者	佐脇、太田
電話	059-224-2429

「伊勢志摩サミット三重県民会議事務局（三重県雇用経済部伊勢志摩サミット推進局）」に企業から職員が派遣されます

伊勢志摩サミットの成功をめざし、官民一体となって取り組むため、伊勢志摩サミット三重県民会議事務局（三重県雇用経済部伊勢志摩サミット推進局）に企業から職員の派遣を受けて体制を拡充します。

1 体制拡充について

伊勢志摩サミット推進に向けて、官民一体となって取り組むため、企業から9名の職員が派遣されます。

(1) 拡充日 平成27年7月15日（水曜日）

(2) 新体制 43名体制（県職員28名、県警2名、市職員4名、企業9名）

[参考：旧体制 34名体制（県職員28名、県警2名、市職員4名）]

2 県組織の名称変更について

サミットの正式名称が「伊勢志摩サミット」となったことに合わせて、7月15日付けで「三重県雇用経済部みえ伊勢志摩サミット推進局」を「三重県雇用経済部伊勢志摩サミット推進局」に名称変更します。

3 新事務所の開所式について

○日 時 平成27年7月15日（水曜日） 10時40分～11時00分

○場 所 HOWAビル津 4階 事務所（津市栄町2丁目380番地）

○内 容 看板（伊勢志摩サミット三重県民会議と三重県雇用経済部伊勢志摩サミット推進局の2枚）の設置、知事訓示

○出席者 三重県知事 鈴木英敬、伊勢志摩サミット推進局長 西城昭二

※駐車場は数に限りがありますのでご注意ください。

なお、執務は、開所式に先立ち、7月13日から新事務所で行います。

【新事務所連絡先（7月13日より）】

伊勢志摩サミット三重県民会議事務局総務課

（三重県雇用経済部伊勢志摩サミット推進局サミット総務課）：059-253-5491

伊勢志摩サミット三重県民会議事務局開催支援課

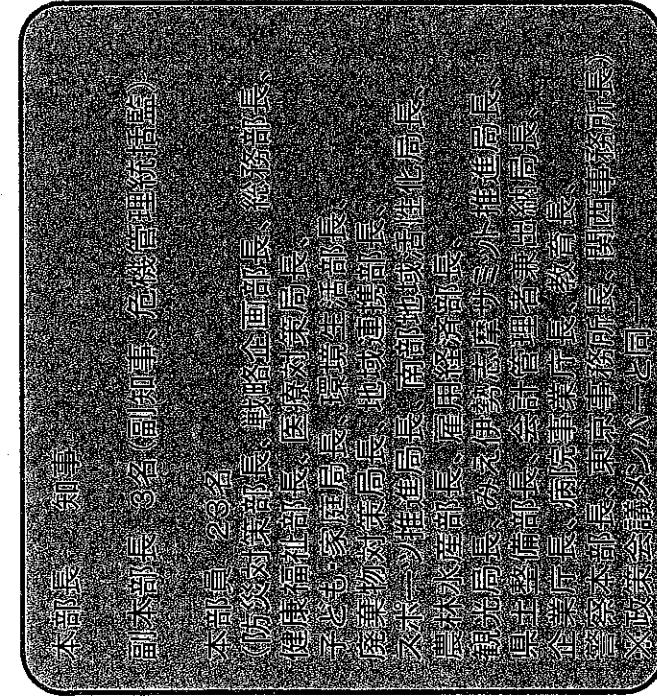
（三重県雇用経済部伊勢志摩サミット推進局サミット開催支援課）：059-253-5493

伊勢志摩サミット三重県民会議事務局事業推進課

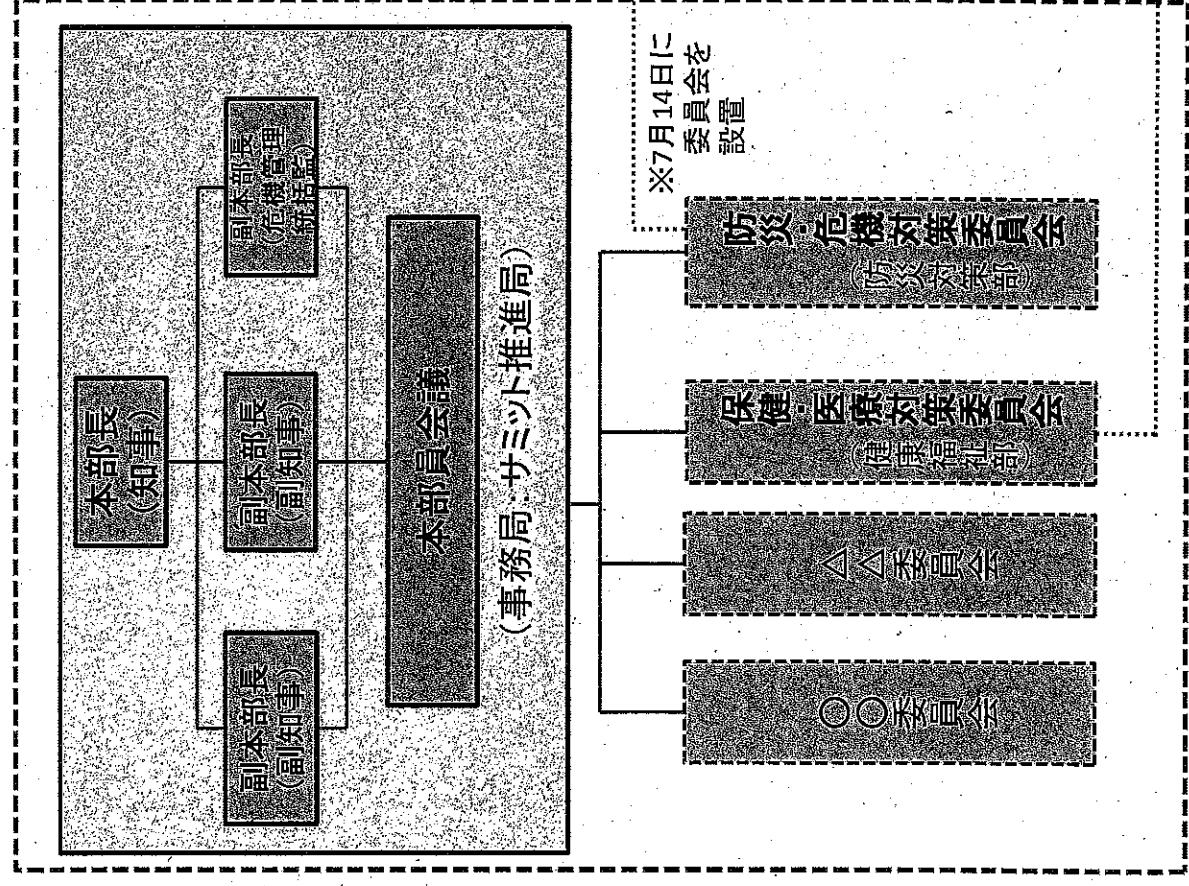
（三重県雇用経済部伊勢志摩サミット推進局サミット事業推進課）：059-253-5496

「三重県伊勢志摩サミット推進本部」の組織体制

別紙3



サミット推進本部



消防・防災・応急対策委員会

(相互連携、
情報交換)

厚生労働省
現地医療对策本部

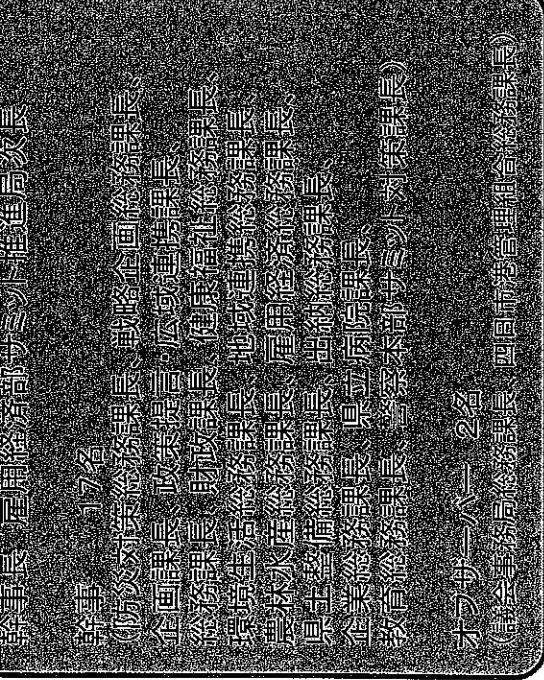
※7月14日に
委員会を
設置

防災・危機対策委員会
防火対策部

保健・医療対策委員会
健康福祉省

△△委員会

○○委員会



平成 27 年 7 月 6 日
内閣官房

伊勢志摩サミット準備会議第一回会合の開催について

本日、標記会合が下記のとおり開催されました。

1. 日時

7月6日（月）15時15分～15時55分

2. 場所

官邸4階大会議室

3. 出席者

別紙参照

4. 概要

政府一丸となって伊勢志摩サミットの準備を進めるため、関係府省庁間で、意見交換が行われた。

伊勢志摩サミットの国際的意義を戦略的かつ効果的に広報するため、伊勢志摩サミット準備会議の下に、「伊勢志摩サミット準備会議広報部会」を設置した。

伊勢志摩サミットを安全かつ円滑に実施するため、伊勢志摩サミット準備会議の下に、「伊勢志摩サミット準備会議警備対策部会」を設置した。

(問い合わせ先)

(伊勢志摩サミット準備会議全般)

内閣官房副長官補室(外政) 山下補佐

TEL: 03-5253-2111

(広報部会について)

内閣広報室 鈴木補佐、光武主査

TEL: 03-3581-0201

(警備対策部会について)

内閣官房副長官補室(事態) 田代補

(別紙)

伊勢志摩サミット準備会議第一回会合出席者リスト

内閣官房副長官（事務）	杉田 和博
内閣危機管理監	西村 泰彦
内閣官房副長官補（内政）	古谷 一之
内閣官房副長官補（外政）	兼原 信克
兼 国家安全保障局次長	
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）	高見澤 將林
兼 国家安全保障局次長	
内閣広報官	長谷川 榮一
内閣情報官	北村 滋
内閣総務官	河内 隆
内閣サイバーセキュリティセンター副センター長	谷脇 康彦
内閣府大臣官房総括審議官	藤本 一郎
警察庁警備局長	高橋 清孝
金融庁総務企画局総括審議官	三井 秀範
復興庁統括官	菱田 一
総務省大臣官房総括審議官	今林 顯一
消防庁次長	西藤 公司
法務省入国管理局長	井上 宏
公安調査庁次長	杉山 治樹
外務省経済局長	齋木 尚子
外務省伊勢志摩サミット準備事務局長	滝崎 成樹
財務省大臣官房審議官	松村 武人
文部科学省国際統括官	山脇 良雄
厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）	伊澤 章
農林水産省大臣官房参事官（環境・国際）	梶島 達也
経済産業省通商政策局長	鈴木 英夫
国土交通省国際統括官	稻葉 一雄
海上保安庁海上保安監	中島 敏
環境省地球環境局長	梶原 成元
防衛省運用企画局長	深山 延暁
三重県雇用経済部みえ伊勢志摩サミット推進局長	西城 昭二

「伊勢志摩サミット準備会議広報部会」の設置について

平成 27年 7月 6日
伊勢志摩サミット準備会議決定

1. 趣旨

伊勢志摩サミットは、我が国が8年ぶりに主催するサミットであり、同サミットの国際的意義を戦略的かつ効果的に広報することは極めて重要である。

上記を踏まえ、本準備会議の下に「伊勢志摩サミット準備会議広報部会」(以下、「部会」という。)を設置し、所要の対応を行うこととする。

2. 構成

部会は、別紙に掲げる構成員その他内閣官房副長官が指名する者により構成する。

3. 庶務

部会の庶務は、内閣官房内閣広報室において処理する。

附則

この決定は、平成28年6月30日限り、その効力を失う。

伊勢志摩サミット準備会議広報部会 構成員

座長 内閣官房副長官

座長代理 内閣広報官

内閣官房副長官補(外政)

構成員 内閣官房知的財産戦略推進事務局長

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長

(副座長) 内閣府大臣官房政府広報室長(内閣官房内閣審議官)

警察庁長官官房総括審議官

総務省大臣官房総括審議官(広報・政策企画担当)

消防庁次長

法務省入国管理局長

(副座長) 外務省大臣官房外務報道官

財務省関税局長

文部科学省国際統括官

厚生労働省大臣官房総括審議官(国際担当)

農林水産省大臣官房総括審議官(国際担当)

経済産業省通商政策局長

国土交通省国際統括官

海上保安庁次長

環境省地球環境局長

(副座長代理) 外務省大臣官房伊勢志摩サミット準備事務局長

オブザーバー 三重県知事が指名する者

伊勢志摩サミットのロゴマーク募集要領（首相官邸HPより）

2016年の主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）は、5月26日から27日まで三重県賢島で開かれます。また、首脳会議とともに、閣僚会合等が全国で開催されます。

首脳会議や閣僚会合を成功させるためには、国民の皆さんからの協力が不可欠です。このため、「伊勢志摩サミット」のロゴマークを作成し、日本の未来を担う青少年の皆さんから、ロゴマークの作品を募集することにしました。多くの青少年の皆さんからの応募をお待ちしています。

応募資格

小学校、中学校、中等教育学校、高等学校又は特別支援学校等の児童、生徒とします。複数応募も可とします。

応募作品の充たすべき条件

- 1.日本の伝統や文化、美しい自然、ふるさとなど、日本の素晴らしさをイメージした作品にしてください。
- 2.三重県賢島で開かれる首脳会議のほか、全国各都市で開催される閣僚会合等でも使用されますので、幅広い地域で使用できるものとしてください。
- 3.作品には、「G7」、開催年をあらわす「2016」、および「Ise-Shima Summit」または「ISE-SHIMA SUMMIT」という文字を盛り込んでください。

（このロゴマークが閣僚会合等で使用される際には、ロゴマークに加え、各閣僚会合の名前と開催する都市名が、「G7」、「2016」と共に入ることとなります。）

応募方法

郵送による応募先

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房内閣広報室「伊勢志摩サミットロゴマーク募集係」

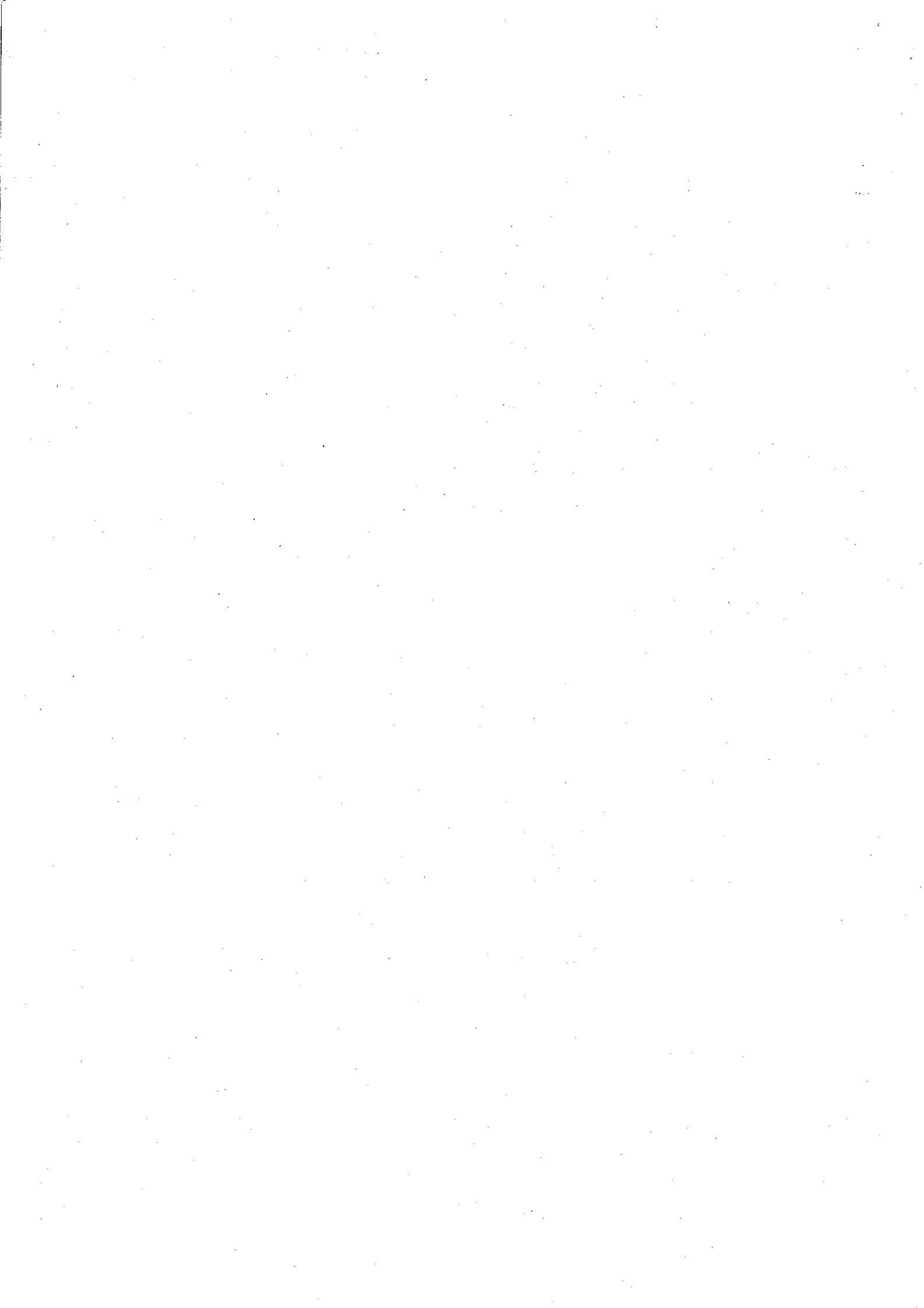
作品は用紙（A4サイズ）1枚に1作品とし、①氏名②年齢③住所④学校名と学年⑤連絡先電話番号⑥作品に関するコメント（100字程度）の6点を明記した別紙（A4サイズ）を同封の上、郵送してください。

※ 郵送以外の応募方法につきましては、確定次第、本ページにてお知らせします。

「2016年主要国首脳会議（サミット）」開催地決定後の主な動き

三重県雇用経済部みえ伊勢志摩サミット推進局

年月日	主な出来事
平成27年6月5日	安倍首相が、三重県伊勢志摩での開催を発表
8日	県雇用経済部に「みえ伊勢志摩サミット推進局」を設置（3課16名体制）
11日	安倍総理、菅官房長官他を表敬訪問
12日	外務省「伊勢志摩サミット準備事務局」の設置
12日	警察庁「伊勢志摩サミット等警備対策委員会」の設置
15日	県警察本部「三重県警察伊勢志摩サミット警備対策委員会」の設置
15日	消防庁「消防庁伊勢志摩サミット等対策準備本部」の設置
15日	津市「サミット関連情報連絡調整会議」の設置
15日	伊勢市「伊勢志摩サミット伊勢市庁内調整会議」の設置
17日	外務省現地観察（～19日）
18日	在大阪・神戸独総領事知事訪問
19日	志摩市「サミット推進本部」の設置
22日	県警察本部「サミット対策課」の設置
23日	サミットの開催日が、平成28年5月26日、27日に決定
23日	米国大使館参事官等知事訪問
24日	局の体制充実（3課34名体制）（県警察本部から2名、地元3市から4名の職員を受け入れ）
24日	志摩市「企画部サミット推進室」の設置
26日	府内横断組織として「三重県伊勢志摩サミット推進本部」を設置
29日	官民一体となった受入体制として「伊勢志摩サミット三重県民会議」を設立 在名古屋カナダ領事知事訪問
7月3日	志摩市「伊勢志摩サミット市民会議～光輝く志摩づくり会議～」の設置
6日	内閣官房「伊勢志摩サミット準備会議」の設置
8日	内閣官房「伊勢志摩サミット準備会議広報部会」の開催
13日	鳥羽市「伊勢志摩サミット鳥羽おもてなし会議」の設置
14日	第2回「三重県伊勢志摩サミット推進本部」会議の開催
15日	「伊勢志摩サミット市町連絡調整会議」・「伊勢志摩サミット地域連絡調整会議」の開催
15日	局の体制充実（3課43名体制）（民間から9名の職員を受け入れ）
27日	「伊勢志摩サミット三重県民会議」部会の設置（予定）
29日	「伊勢志摩サミット国際機関連絡会議」の開催（予定）



伊勢志摩サミット三重県民会議事業実施基本方針

1. 基本的な考え方

サミットという世界最高峰の国際会議の開催は、国際観光地としてのレベルアップだけでなく、地域の総合力の向上につなげる千載一遇のチャンスであり、三重県ならではの美しい自然、豊かな文化・伝統、先端技術などを強力に発信していく必要があります。

また、サミットを一過性に終わらせる事なく、開催後の地域の活性化につなげるためにも、子ども・若者、女性、高齢者や障がい者などさまざまな県民が準備段階から事業の企画に携わり、実施して、サミットに参画することが重要です。

「オール三重」で一丸となってサミットを成功させるため、伊勢志摩サミット三重県民会議として、以下の四つの柱に基づき、サミット開催に向けた全県的な取組を展開します。

2. 基本方針

(1) 開催支援

～万全の態勢で主要国首脳会議を成功させる～

会議の成功に向け、万全の態勢で最大限の支援と協力を行います。

(2) おもてなし

～歴史に育まれたあたたかい心で、

世界からのお客様の記憶に残る「おもてなし」を行う～

古くから多くの人々をお迎えしてきた三重の歴史・文化や「食」などの豊富な資源を生かして、県民のあたたかい心が伝わり、各首脳や報道関係者など国内外から来訪されるお客様の記憶に残る「おもてなし」でお迎えします。

(3) 明日へつなぐ

～子どもたちをはじめ県民が主役となって

世界との交流を進め、三重の希望を明日へつなぐ～

明日を担う子どもたちや多様な主体が参画し、県民一人ひとりが主役となって、サミット参加国など世界の国々との国際理解や交流を図る事業に主体的に関わることで、開催の経験を「明日へつなぐ」取組を展開します。

(4) 三重の発信

～美しい自然、豊かな文化・伝統など、

わたしたちが誇りに思う三重を発信する～

美しい自然、豊かな文化・伝統、先進技術など、県民が守り継ぎ、創り出してきた、三重県が世界に誇れる様々な魅力を、あらゆる機会を通じて途切れることなく国内外に発信します。

